

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月11日
【四半期会計期間】	第29期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉本 直史
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12（新川崎三井ビルディング）
【電話番号】	大代表（044）520-0034
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 鈴木 辰男
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎5丁目6番2号（都五反田ビル西館）
【電話番号】	代表（03）5745-1212
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 鈴木 辰男
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 （東京都品川区大崎五丁目6番2号（都五反田ビル西館）） 不二サッシ株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号（創建御堂筋ビル）） 不二サッシ株式会社 関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号（北浦和第二大栄ビル）） 不二サッシ株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号（名古屋ビルディング東館）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第28期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第29期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第28期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	17,649	11,676	109,191
経常利益(は損失)(百万円)	2,470	2,549	2,561
四半期(当期)純利益(は損失)(百万円)	2,771	2,556	4,469
純資産額(百万円)	11,507	4,123	6,455
総資産額(百万円)	82,720	71,153	73,625
1株当たり純資産額(円)	8.31	19.76	37.73
1株当たり四半期(当期)純利益金額(は損失)(円)	40.07	26.01	64.63
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	13.8	5.7	8.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	568	417	1,422
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	333	463	982
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	495	57	1,416
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	6,181	5,675	4,734
従業員数(人)	4,034	3,896	3,898

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第28期第1四半期連結累計(会計)期間及び第29期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、文化シャッター株式会社がその他の関係会社となりましたが、当社グループ（当社及び連結子会社及び持分法適用関連会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、文化シャッター株式会社は保有する当社第2種優先株式を普通株式に転換したため、文化シャッター株式会社がその他の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 文化シャッター(株)	東京都 文京区	15,051	各種シャッター、住宅建材、ビル用建材の製造および販売	30.2	当社との間で「資本および業務提携に関する基本合意書」を締結しております。

(注) 1. 有価証券報告書提出会社であります。

2. 「議決権の被所有割合」は、直近で確定している総株主の議決権の数（平成21年3月31日現在）に、平成21年4月1日付で、文化シャッター株式会社が保有する第2種優先株式が普通株式へ転換されたことにより増加した議決権の数（文化シャッター(株)の取得した議決権の数291,262個）を加えたものを元に算定しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	3,896
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	1,318
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
ビル建材事業(百万円)	8,847	74.8
住宅建材事業(百万円)	1,616	94.8
形材外販事業(百万円)	3,521	54.7
その他事業(百万円)	688	150.1
合計(百万円)	14,673	71.8

(注) 上記の金額は販売価格により表示しております。なお、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間におけるビル建材事業の受注状況は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)			
	受注高(百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比 (%)
ビル建材事業(ビル工事物件)	8,150	59.8	58,257	94.1

(注) 上記の金額は販売価格により表示しております。なお、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
ビル建材事業(百万円)	4,440	63.8
住宅建材事業(百万円)	2,330	85.7
形材外販事業(百万円)	3,521	54.8
その他事業(百万円)	1,384	90.1
合計(百万円)	11,676	66.2

(注) 1 上記の金額は販売価格により表示しております。なお、消費税等は含まれておりません。

2 当社グループでは、第2四半期及び第4四半期に売上計上が集中する傾向があるため、第1四半期連結会計期間の売上高は、第2四半期及び第4四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく低くなっております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（１）業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、昨年度後半から続いた急激な景気後退に一部底入れ感はあるものの、企業収益が低迷する中、設備投資の抑制や雇用環境の悪化、個人所得の低下による消費の伸び悩みなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもとで、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、利益確保に重点を置いた経営に取り組む一方、設備投資や経費の抑制、人件費等固定費の削減などあらゆる施策を行っております。しかしながら、急激な景気の後退による計画の延期・中止が発生するなど建築市場の縮小傾向が顕著になり、受注競争が激化するなど当社を取り巻く事業環境は一段と厳しさを増しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の連結経営成績につきましては、売上高116億7千6百万円（前年同期比33.8%減）、営業損失23億9千7百万円（前年同期比82百万円悪化）、経常損失25億4千9百万円（前年同期比79百万円悪化）、四半期純損失25億5千6百万円（前年同期比215百万円改善）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は以下のとおりであります。

〔ビル建材事業〕

主力のビル建材事業においては、急激に市場環境が悪化する中、受注の低迷、同業間の競争激化により売上高は大幅に減少し44億4千万円（前年同期比36.2%減）となりましたが、人件費等固定費や経費の削減効果により営業損失は、14億6千6百万円（前年同期比372百万円の改善）となりました。

〔住宅建材事業〕

住宅建材事業においては、新設住宅着工戸数が大幅に減少し回復の兆しが見えない中、ハウスデベロッパー等直需先への営業強化を図ってまいりましたが、売上高は23億3千万円（前年同期比14.3%減）と減収、コストダウンの効果で営業損失は9千2百万円（前年同期比2千5百万円の改善）となりました。

〔形材外販事業〕

形材外販事業においては、建設関係の需要が落ち込む中、世界的な金融危機によりIT・自動車・半導体・家電等からの受注も大幅に減少し、売上高は35億2千1百万円（前年同期比45.2%減）、営業損失5億4百万円（前年同期比425百万円の悪化）と減収減益になりました。

〔その他事業〕

その他事業には、環境事業・産業廃棄物処理業・運送業等ありますが、景気後退の影響を受けて売上高は13億8千4百万円（前年同期比9.9%減）と減収になりましたが、営業利益は6千1百万円（前年同期比3千3百万円の増加）となり、黒字を確保いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前連結会計年度末に比べ9億4千1百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末には56億7千5百万円となりました。
当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、4億1千7百万円(前年同期比26.5%減)となりました。これは主に売上債権の減少等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、4億6千3百万円(前年同期比38.8%増)となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、5千7百万円(前年同期は4億9千5百万円の使用)となりました。これは主に長期借入れによる収入によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億3千万円であります。
なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、昨年度後半から続いた急激な景気後退に一部底入れ感はあるものの、企業収益が低迷する中、設備投資の抑制や雇用環境の悪化、個人所得の低下による消費の伸び悩みなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、不動産市場の低迷やマンション市場の不振と建築市場の縮小傾向が顕著となり、受注競争が激化するなど一段と厳しさを増しております。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、コストダウンおよび利益確保に重点を置いた経営にグループを挙げて取り組むと共に、リニューアル事業やサッシ外商品の販売促進にも力を注いでおります。また、設備投資や経費の抑制、人件費等固定費の削減などあらゆる施策を行っております。

今後とも、受注の確保とコストダウンに注力し、売上並びに利益の確保に専念するとともに与信管理強化による不良債権防止に努めてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	153,000,000
第2種優先株式	3,000,000
第3種優先株式	3,000,000
計	159,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	98,334,867	同左	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
第2種優先株式	1,500,000	同左	非上場	単元株式数 100株 (注)1、3
第3種優先株式	1,500,000	同左	非上場	単元株式数 100株 (注)2、3
計	101,334,867	同左	-	-

(注)1.第2種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

当会社は、期末配当を行うときは、配当起算日以降毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主(以下「第2種優先株主」という。)又は第2種優先株式の登録株式質権者(以下「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、当会社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び当会社普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第2種優先株式1株につき下記に定める額の剰余金を配当する。

優先配当金の額

第2種優先株式1株当たりの優先配当金(以下「第2種優先配当金」という。)の額は、第2種優先株式の発行価額(2,000円)に、日本円TIBOR(1年物)に0.25%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第2種優先配当金の額は200円とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR(1年物)が公表されない場合は、同日(当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む事業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第2種優先配当金に係る事業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金を超えて期末配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第2種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 取得請求権

第2種優先株主は、当会社に対し、平成24年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。一部取得請求の場合は、抽選その他の方法により行う。

当会社は、前記の請求（以下「取得請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する事業年度の前事業年度における分配可能額の75%を限度として、第2種優先株式の取得をするものとする。前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

(5) 買受け又は消却

当会社は、いつでも第2種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受価額により消却を行うことができる。

(6) 取得条項

当会社は、法令に定める場合を除き、平成21年4月1日以降いつでもその選択により第2種優先株主及び第2種優先登録株式質権者に対して取得日から1ヵ月以上の事前通知を行った上で、その時点において残存する第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。取得価額は、第2種優先株式1株につき2,000円とする。

(7) 株式の併合又は分割、新株引受権等

当会社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8) 普通株式の交付と引換えに第 2 種優先株式の取得を請求する権利

取得を請求し得べき期間

第 2 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月 1 日から平成29年 3 月29日までとする。

取得の条件

第 2 種優先株式は、上記 の期間中、1 株につき下記 a . 乃至 c . に定める取得価額により、当会社普通株式に引換えることができる。

a . 当初取得価額

当初取得価額は、206円とする。

b . 取得価額の修正

平成19年11月 1 日以降の毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む、以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後取得価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記 c . で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後取得価額は、第 2 種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後取得価額が103円（以下「下限取得価額」という。ただし、下記 c . による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が412円（以下「上限取得価額」という。ただし、下記 c . による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

c . 取得価額の調整

(a) 当会社は、第 2 種優先株式の発行後、下記 (b) に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）をもって取得価額を調整する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} \end{array}$$

(b) 取得価額調整式により第 2 種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 下記 (c) ロに定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社普通株式を処分する場合（ただし、当会社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転（以下当会社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の引換え又は行使による場合を除く。）。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記g.の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

ハ 下記(c)口に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の取得価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で引換えられ又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(c) イ 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ロ 取得価額調整式に使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日(ただし、上記(b)口ただし書の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ハ 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記(b)口の場合には、取得価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

二 取得価額調整式により算出された取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わないこととする。ただし、次に取得価額の調整を必要とする事由が発生し取得価額を算出する場合は、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(d) 上記(b)の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。

イ 株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

ロ その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

ハ 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

d . 上記 b . 又は c . により取得価額の修正又は調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額及びその適用の日その他必要な事項を第2種優先株主に通知する。ただし、上記 c . (b)口ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

e. 第2種優先株式の取得請求の方法

第2種優先株式の取得請求受付事務は、下記 の取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

(a) 第2種優先株式を取得請求しようとする第2種優先株主は、当会社の定める取得請求書に、取得請求しようとする第2種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第2種優先株式の株券を添えて取得を請求し得べき期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第2種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(b) 取得請求受付場所に対し取得請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

f. 第2種優先株式の取得請求の効力発生時期

取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部が取得受付場所に到着した日に発生する。

g. 株券の交付方法

当会社は、取得請求の効力発生後すみやかに第2種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式の株券を第2種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

h. 第2種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。

i. 引換えにより発行すべき普通株式数

第2種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第2種優先株主が引換え請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

引換えにより発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

取得請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店

(9) 普通株式への一斉転換

平成19年10月1日から平成29年3月29日までに取得請求のなかった第2種優先株式は、平成29年3月30日（以下「一斉転換日」という。）をもって取得し、これと引換えに、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が（a）下限取得価額を下回るとき、又は、（b）上限取得価額を上回るときは、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を、（a）の場合は当該下限取得価額で、（b）の場合は当該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本（9）に基づき第2種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当会社は、すみやかに第2種優先株式の取得により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(10) 期中の引換え又は一斉転換があった場合の取扱い

第2種優先株式の取得請求により発行された当会社の普通株式に対する最初の期末配当金又は会社法第454条第5項に定められた剰余金の配当（中間配当）については、引換えの請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとみなして支払うものとする。

(11) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

当会社は、定款に会社法第322条第2項に規定する定めはありません。

2. 第3種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当会社は、期末配当を行うときは、配当起算日以降毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された第3種優先株式を有する株主（以下「第3種優先株主」という。）又は第3種優先株式の登録株式質権者（以下「第3種優先登録株式質権者」という。）に対し、当会社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び当会社普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第3種優先株式1株につき下記に定める額の剰余金を配当する。

優先配当金の額

第3種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第3種優先配当金」という。）の額は、第3種優先株式の発行価額（2,000円）に、日本円TIBOR（1年物）に1.0%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第3種優先配当金の額は200円とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR（1年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む事業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第3種優先配当金に係る事業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

非累積条項

ある事業年度において第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、第3種優先配当金を超えて期末配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、前記分配のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第3種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 取得請求権

第3種優先株主は、当会社に対し、平成21年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。一部取得請求の場合は、抽選その他の方法により行う。

当会社は、前記の請求（以下「取得請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する事業年度の前事業年度における分配可能額の75%を限度として、第3種優先株式の取得をするものとする。前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

(5) 買受け又は消却

当会社は、いつでも第3種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受け価額により消却を行うことができる。

(6) 取得条項

当会社は、法令で定める場合を除き、平成27年4月1日以降いつでもその選択により第3種優先株主及び第3種優先登録株式質権者に対して、取得日から1ヵ月以上の事前通知を行った上で、その時点において残存する第3種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。前記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。

(7) 株式の併合又は分割、新株引受権等

当会社は、法令に定める場合を除き、第3種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8) 普通株式の交付と引換えに第3種優先株式の取得を請求する権利

取得を請求し得べき期間

第3種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年4月1日から平成29年3月29日までとする。

取得の条件

第3種優先株式は、上記の期間中、1株につき下記a.乃至c.に定める取得価額により、当会社普通株式に引換えることができる。

a. 当初取得価額

当初取得価額は、206円とする。

b. 取得価額の修正

平成22年4月1日以降の毎年4月1日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後取得価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記c.で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後取得価額は、第3種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後取得価額が103円（以下「下限取得価額」という。ただし、下記c.による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が412円（以下「上限取得価額」という。ただし、下記c.による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

c. 取得価額の調整

(a) 当会社は、第3種優先株式の発行後、下記（ b ）に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(b) 取得価額調整式により第3種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 下記（ c ）ロに定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社普通株式を処分する場合（ただし、当会社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転（以下当会社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の引換え又は行使による場合を除く。）。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記g.の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

ハ 下記(c)ロに定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の取得価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で引換えられ又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(c)イ 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ロ 取得価額調整式に使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日(ただし、上記(b)ロただし書の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ハ 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記(b)ロの場合には、取得価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

二 取得価額調整式により算出された取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わないこととする。ただし、次に取得価額の調整を必要とする事由が発生し取得価額を算出する場合は、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(d)上記(b)の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。

イ 株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

ロ その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

ハ 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

d. 上記b.又はc.により取得価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額及びその適用の日その他必要な事項を第3種優先株主に通知する。ただし、上記c.(b)口ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

e. 第3種優先株式の取得請求の方法

第3種優先株式の取得請求受付事務は、下記 の取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

(a) 第3種優先株式を取得請求しようとする第3種優先株主は、当社の定める取得請求書に、取得請求しようとする第3種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第3種優先株式の株券を添えて取得を請求し得べき期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第3種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(b) 取得請求受付場所に対し取得請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

f. 第3種優先株式の取得請求の効力発生時期

取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部が取得受付場所に到着した日に発生する。

g. 株券の交付方法

当社は、取得請求の効力発生後すみやかに第3種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式の株券を第3種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

h. 第3種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

i. 引換えにより発行すべき普通株式数

第3種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3種優先株主が引換え請求のために提出した第3種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

引換えにより発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

取得請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店

(9) 普通株式への一斉転換

平成21年4月1日から平成29年3月29日までに取得請求のなかった第3種優先株式は、平成29年3月30日（以下「一斉転換日」という。）をもって取得し、これと引換えに、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が（a）下限取得価額を下回るとき、又は、（b）上限取得価額を上回るときは、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を、（a）の場合は当該下限取得価額で、（b）の場合は当該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本（9）に基づき第3種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当社は、すみやかに第3種優先株式の取得により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(1 0) 期中の引換え又は一斉転換があった場合の取扱い

第3種優先株式の取得請求により発行された当会社の普通株式に対する最初の期末配当金又は会社法第454条第5項に定められた剰余金の配当（中間配当）については、引換えの請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとみなして支払うものとする。

(1 1) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

当会社は、定款に会社法第322条第2項に規定する定めはありません。

3. 当会社は、定款において優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること、並びに普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない旨定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年4月1日 (注)1	29,126	102,834	-	1,709	-	791
平成21年6月26日 (注)2	1,500	101,334	-	1,709	-	791

(注)1.平成21年4月1日、文化シャッター株式会社からの第2種優先株式1,500,000株の取得に伴い、同社に対し普通株式29,126,213株が発行されております。

- 2.平成21年6月26日をもって、自己株式として保有しておりました第2種優先株式1,500,000株を消却しております。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大量保有報告書の写しの送付がありましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第1四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。

なお、下記の提出日における大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 文化シャッター株式会社
提出日 平成21年4月3日
住所 東京都文京区西片1-17-3
保有株券等の数 株式 29,626,213株
株券等保有割合 29.24%

大量保有者 日興シティグループ証券株式会社
提出日 平成21年6月22日
住所 東京都千代田区丸の内1-5-1
保有株券等の数 株式 3,966,700株
株券等保有割合 3.86%

(6) 【議決権の状況】

当第 1 四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年 3 月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年 6 月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第 2 種優先株式 3,000,000 第 3 種優先株式 1,500,000	-	優先株式の内容は、(1)株式の総数等 発行済株式の注記を参照
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 63,100	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 68,897,200	688,972	-
単元未満株式	普通株式 248,354	-	-
発行済株式総数	73,708,654	-	-
総株主の議決権	-	688,972	-

【自己株式等】

平成21年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
不二サッシ株式会社	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12（新川崎三井ビルディング）	50,100	-	50,100	0.07
株式会社大鷹製作所	愛知県名古屋市守山区大字上志段味1200番地	13,000	-	13,000	0.02
計	-	63,100	-	63,100	0.09

（注）1．上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,500株あります。

（昭和56年10月 1 日に吸収合併した不二サッシ販売株式会社名義900株を含む。）なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」に1,500株含まれております。

2．上記のほか株主名簿上は関係会社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」に100株含まれております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高（円）	55	54	63
最低（円）	38	42	50

（注）最高・最低価格は、東京証券取引所市場第二部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,630	5,663
受取手形及び売掛金	12,456	21,436
商品及び製品	1,062	1,172
仕掛品	15,265 ₁	9,017
原材料及び貯蔵品	3,755	4,323
販売用不動産	241	241
その他	1,718	2,186
貸倒引当金	712	1,284
流動資産合計	40,416	42,757
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	35,887	35,870
減価償却累計額及び減損損失累計額	26,801	26,621
建物及び構築物（純額）	9,085	9,248
土地	13,275	13,272
その他	60,535	60,671
減価償却累計額及び減損損失累計額	56,280	56,246
その他（純額）	4,255	4,425
有形固定資産合計	26,616	26,945
無形固定資産		
その他	140	141
無形固定資産合計	140	141
投資その他の資産		
投資有価証券	1,938	1,705
長期貸付金	161	174
繰延税金資産	51	50
その他	3,666	3,413
貸倒引当金	1,837	1,564
投資その他の資産合計	3,980	3,781
固定資産合計	30,737	30,867
資産合計	71,153	73,625

(単位: 百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,145	18,420
短期借入金	26,769	26,716
未払法人税等	69	156
前受金	8,695	4,480
賞与引当金	90	352
役員賞与引当金	0	5
工事損失引当金	91	60
その他	3,371	3,306
流動負債合計	53,234	53,499
固定負債		
長期借入金	1,418	1,390
繰延税金負債	236	197
再評価に係る繰延税金負債	492	492
退職給付引当金	10,912	10,824
負ののれん	1	0
その他	735	764
固定負債合計	13,796	13,670
負債合計	67,030	67,169
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,709	1,709
資本剰余金	814	814
利益剰余金	953	3,509
自己株式	6	6
株主資本合計	3,470	6,026
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	63	132
土地再評価差額金	1,426	1,426
為替換算調整勘定	902	930
評価・換算差額等合計	588	364
少数株主持分	64	64
純資産合計	4,123	6,455
負債純資産合計	71,153	73,625

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	17,649	11,676
売上原価	15,827	10,914
売上総利益	1,821	762
販売費及び一般管理費	4,136	3,159
営業損失()	2,314	2,397
営業外収益		
受取利息	8	6
受取配当金	19	15
その他	56	41
営業外収益合計	83	63
営業外費用		
支払利息	188	167
手形売却損	25	27
持分法による投資損失	13	4
その他	10	16
営業外費用合計	239	216
経常損失()	2,470	2,549
特別利益		
固定資産売却益	-	50
貸倒引当金戻入額	-	181
役員賞与引当金戻入額	5	5
その他	0	4
特別利益合計	6	241
特別損失		
固定資産除却損	19	11
たな卸資産評価損	192	-
投資有価証券評価損	81	1
賃貸借契約解約損	-	190
その他	50	8
特別損失合計	343	212
税金等調整前四半期純損失()	2,808	2,521
法人税等	37	35
少数株主利益又は少数株主損失()	1	0
四半期純損失()	2,771	2,556

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失 ()	2,808	2,521
減価償却費	635	590
減損損失	-	6
たな卸資産評価損	192	-
負ののれん償却額	0	-
貸倒引当金の増減額 (は減少)	450	303
賞与引当金の増減額 (は減少)	437	262
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	3	5
退職給付引当金の増減額 (は減少)	235	85
工事損失引当金の増減額 (は減少)	67	31
受取利息及び受取配当金	27	22
支払利息	188	167
持分法による投資損益 (は益)	13	4
固定資産売却損益 (は益)	-	50
固定資産除却損	19	11
投資有価証券評価損益 (は益)	81	1
売上債権の増減額 (は増加)	7,861	9,006
たな卸資産の増減額 (は増加)	6,476	5,553
仕入債務の増減額 (は減少)	3,186	4,284
前受金の増減額 (は減少)	4,679	4,214
その他	679	440
小計	806	677
利息及び配当金の受取額	27	22
利息の支払額	179	162
法人税等の支払額	86	120
営業活動によるキャッシュ・フロー	568	417
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	153	268
定期預金の払戻による収入	122	246
有形固定資産の取得による支出	592	92
有形固定資産の売却による収入	985	568
投資有価証券の取得による支出	28	2
投資有価証券の売却による収入	1	-
その他	0	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	333	463

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	310	22
長期借入れによる収入	100	165
長期借入金の返済による支出	284	124
その他	0	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	495	57
現金及び現金同等物に係る換算差額	27	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	379	941
現金及び現金同等物の期首残高	5,802	4,734
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 6,181	1 5,675

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	(1)完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これにより、売上高は7百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ0百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日)

(四半期連結貸借対照表関係)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前第1四半期連結会計期間において、「製品」「半製品」「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当第1四半期連結会計期間から「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却損益(は益)」は、金額の重要性が増加したため区分掲記しました。なお、前第1四半期連結累計期間における「固定資産売却損益(は益)」の金額は 0百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	貸倒実績率等が前連結会計年度に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率等を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 6 月30日)		前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日)	
1 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産（仕掛品）のうち、工事損失引当金に対応する額は65百万円であります。		-----	
2 偶発債務 下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。		2 偶発債務 下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。	
コスモ工業㈱	148 百万円	コスモ工業㈱	120 百万円
コスモ近畿㈱	57 百万円	社会福祉法人メイプル	55 百万円
社会福祉法人メイプル	55 百万円	その他	0 百万円
その他	0 百万円	計	176 百万円
計	261 百万円		
3 受取手形割引高	4,387百万円	3 受取手形割引高	5,309百万円
受取手形裏書譲渡高	162百万円	受取手形裏書譲渡高	209百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)		当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	
1 当社グループでは、第 2 四半期及び第 4 四半期に売上計上が集中する傾向があるため、第 1 四半期連結会計期間の売上高は、第 2 四半期及び第 4 四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく低くなっております。		1 同左	
2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。		2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
給料手当	1,414百万円	給料手当	1,280百万円
貸倒引当金繰入額	473百万円	貸倒引当金繰入額	0百万円
賞与引当金繰入額	79百万円	賞与引当金繰入額	36百万円
役員賞与引当金繰入額	3百万円	役員賞与引当金繰入額	0百万円
退職給付費用	172百万円	退職給付費用	162百万円
3 法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。		3 法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年 6 月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年 6 月30日現在)
現金及び預金勘定 6,859百万円	現金及び預金勘定 6,630百万円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金 677百万円	預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金 954百万円
現金及び現金同等物 6,181百万円	現金及び現金同等物 5,675百万円

(株主資本等関係)

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 6 月30日) 及び当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)

1 . 発行済株式の種類及び総数

普通株式 98,334千株
優先株式 3,000千株

2 . 自己株式の種類及び株式数

普通株式 52千株

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	ビル建材 事業 (百万円)	住宅建材 事業 (百万円)	形材外販 事業 (百万円)	その他事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上 高	6,961	2,719	6,432	1,535	17,649	-	17,649
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	93	12	2,887	590	3,585	(3,585)	-
計	7,055	2,732	9,320	2,126	21,234	(3,585)	17,649
営業利益(又は営業損失 ())	1,839	117	79	28	2,007	(307)	2,314

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	ビル建材 事業 (百万円)	住宅建材 事業 (百万円)	形材外販 事業 (百万円)	その他事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上 高	4,440	2,330	3,521	1,384	11,676	-	11,676
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	131	12	2,171	543	2,858	(2,858)	-
計	4,572	2,342	5,692	1,927	14,535	(2,858)	11,676
営業利益(又は営業損失 ())	1,466	92	504	61	2,000	(396)	2,397

(注)1.事業区分の方法

製品の種類及び製造方法の類似性に基づき、ビル用建材品を「ビル建材事業」、住宅用建材品を「住宅建材事業」とし、アルミ形材を「形材外販事業」としました。また、その他としまして環境関連事業及び不動産事業等がありますが、売上高等に重要性がないため「その他事業」としてセグメンテーションしております。

2.各事業区分の主要製品名

事業区分	主要製品名
ビル建材事業	カーテンウォール、ビル用サッシ・ドア、中低層用サッシ・ドア、改装用サッシ等
住宅建材事業	住宅用サッシ、玄関引戸・ドア、室内建具、エクステリア製品等
形材外販事業	アルミ形材、アルミ精密加工品
その他事業	廃棄物処理プラント、不動産、産業廃棄物処理、運送、各種金属の表面処理等

3.会計処理の方法の変更

前第1四半期連結累計期間

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、ビル建材事業12百万円、住宅建材事業1百万円、形材外販事業12百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業損失が同額増加しております。

当第1四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、ビル建材事業の売上高が7百万円(うち外部顧客に対する売上高7百万円)、営業費用が6百万円増加し、営業損失が0百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 19.76円	1 株当たり純資産額 37.73円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 40.07円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失のため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 26.01円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定にあたっては、優先株式の発行価額を控除して算定しております。

2 . 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
四半期純損失 (百万円)	2,771	2,556
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	2,771	2,556
期中平均株式数 (千株)	69,166	98,283
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1) 株式の総数等発行済株式、及び(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載のとおりであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

不二サッシ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井出 隆 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関谷 靖夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象1．自己株式（優先株式）の取得および消却」に記載されているとおり、会社は平成20年7月31日に自己株式の取得および消却を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月11日

不二サッシ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井出 隆 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹本 啓祐 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。